

## 羽衣国際大学動物実験委員会規程

平成 18 年 4 月 1 日 制定・施行

平成 19 年 2 月 1 日 改正・施行

平成 27 年 4 月 1 日 改正・施行

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、羽衣国際大学動物実験規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、羽衣国際大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものである。

### (審議事項)

第 2 条 委員会は、学長の諮問を受け、動物実験等に関する次の事項の審査、助言等の業務を行う。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画が羽衣国際大学動物実験規程に適合しているか否かの審査の実施
- (2) 動物実験計画の審査結果の報告並びに改善に対する助言
- (3) 動物実験履行結果の報告に基づく助言
- (4) その他動物実験に関して学長から諮問された事項

### (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に定める者のうちから学長が委嘱した委員によって組織する。

- (1) 人間生活学部教授で動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) 教学センター課長
- (4) 当該動物実験に直接関係のない者 若干名

2 委員会の委員から、動物実験計画の申請がなされた場合、該当委員は審議委員会に加入しない。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から学長が任命する。
- 3 委員長は委員会を召集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

### (委員会の開催)

第 6 条 委員会は、原則として学長の諮問を受けて開催される。ただし、委員長が必要と認めた場合は、随時開催することができる。

### (決議)

第 7 条 委員会は、委員の過半数以上の出席により成立し、議決は出席委員の過半数以上の賛成により決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第 8 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

### (事務)

第 9 条 委員会の事務は、教学センターにおいて行う。

### (補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

### (規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。